

「住民訴訟制度の見直しに関する懇談会」 開催要綱

第1 目的

第3 1次地方制度調査会答申（以下「地制調答申」という。）において、住民訴訟制度の見直しが提言されたところであるが、見直しの具体的な方向性については今後の検討に委ねられている。

このため、地制調答申を補足し、見直しの具体的な方向性について議論する「住民訴訟制度の見直しに関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催し、必要な検討を行う。

第2 名称

本会議は、「住民訴訟制度の見直しに関する懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

第3 構成

懇談会は別紙のメンバーをもって構成する。

第4 座長

- （1） 懇談会に、座長1人を置く。
- （2） 座長は、会務を総理する。
- （3） 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

第5 議事

- （1） 懇談会の会議は、座長が招集する。
- （2） 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に懇談会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

第6 その他

- （1） 懇談会の事務局は総務省自治行政局行政課に置く。
- （2） 本要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、座長が定める。